

●香川県告示第32号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第22条第1項の規定により、次のとおり公有水面の埋立てに関する工事の竣功を認可した。

その関係図書は、土庄町建設課において令和4年1月28日から10年間閲覧に供する。

令和4年1月28日

香川県知事 浜 田 恵 造

1 竣功認可年月日

令和4年1月20日

2 竣功認可を受けた者の名称及び所在地並びにその代表者の氏名

香川県

高松市番町四丁目1番10号

香川県知事 浜田 恵造

3 埋立区域

(1) 位置

香川県小豆郡土庄町伊喜末字新開西1464番3、1464番2、1463番2、1463番3及び1460番に接する無番地の地先公有水面

(2) 区域

次の各地点を順次結んだ線及び①の地点と⑥の地点を結ぶ平成30年の春分の満潮位（D. L + 2.10メートル）における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

①の地点	三等三角点宮崎（北緯34度30分18.6296秒、東経134度09分23.2407秒）から60度36分37秒、511.02メートルの地点
②の地点	①の地点から20度47分20秒、11.06メートルの地点
③の地点	②の地点から157度57分51秒、43.17メートルの地点
④の地点	③の地点から266度45分40秒、4.51メートルの地点
⑤の地点	④の地点から176度02分52秒、1.13メートルの地点
⑥の地点	⑤の地点から266度35分00秒、2.82メートルの地点

(3) 面積

278.95平方メートル

4 埋立免許の年月日及び番号

(1) 免許年月日

平成30年9月27日

(2) 免許番号

30港湾第39487号